

事業協同組合とは

中小企業者がお互いに助け合いの精神、いわゆる相互扶助の精神（ゆいまーる）に基づき、共に協同経済事業を行うことで、事業上の諸問題の解決と経営の近代化・安定合理化さらに経済的地位の改善向上を図ろうとする組合組織です。

沖縄県人材育成事業協同組合(OHR)は何をする？

- 組合員の雇い入れた職員の育成訓練
- 備品・消耗品の協同購入
- 経営改善、業務知識普及のための教育、情報提供
- 外国人技能実習生受け入れ、職業紹介
- 福利厚生
- その他、上記に付随すること

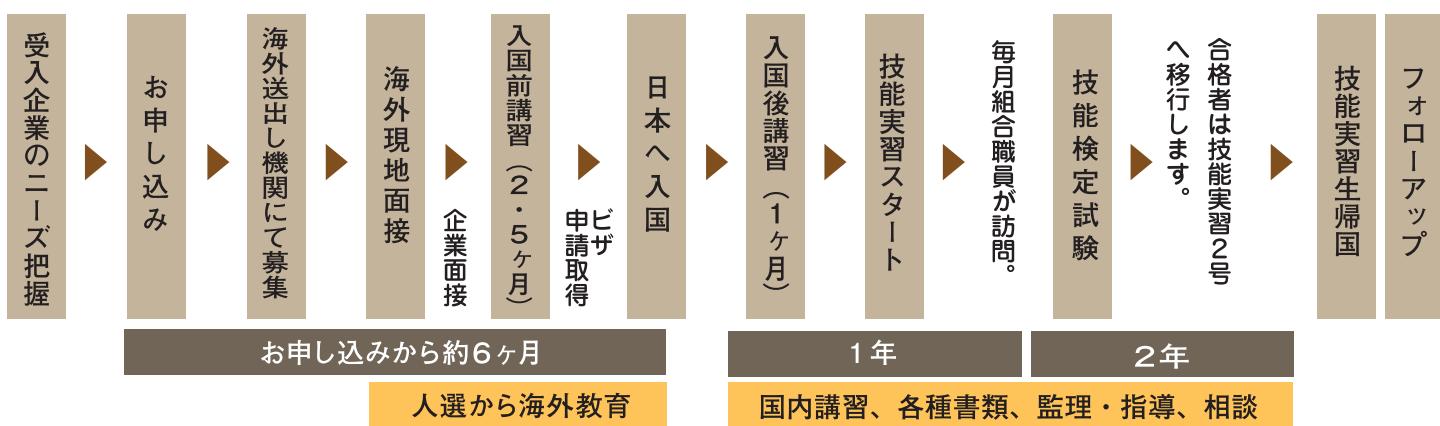


技能実習制度について

日本の企業等で技術、技能又は知識を修得するために外国人を日本の企業が受け入れ、技能実習生の人材育成と日本で取得した技術の母国への移転を図るという人的な国際貢献を目的として、法務省が実施している制度です。

受入れ可能職種は限定されており、どんな職業でも受け入れるわけではありません。受入れには、日本企業が海外の現地法人等の職員を直接受入れる「企業単独型」と、事業協同組合等の受入れ団体を通して受け入れる「団体監理型」があります。

受け入れの流れ



【私たちち OHR にご相談ください！】

ご依頼いただいてから企業様へニーズ調査に伺います。

OHR と提携している海外「送出し機関」と連絡をとりながらマッチングを行います。候補者数名にしづり、企業様との面接を行い、合格者は送出し機関での実習になります。その期間の成績や生活態度など、定期的に OHR より企業にお伝えし、同時に入国手続きを行います。

入国後約1ヶ月、OHR の提携学校にて日本の習慣や日本語などの教育を行い、企業様での実習になります。実習中は毎月訪問、3ヶ月に1度の法定監査などを実施し、技能実習生や職場の担当者からの相談も受け付け、技能実習が円滑に進むよう、お手伝いします。





技能実習制度 Q&A

Q¹

日本語のレベルはどの程度ですか?
(配属時にペラペラですか?)

個人個人によりますが、生活するために必要な最低限の日本語と、安全に関する言葉は理解できます。多くの実習生は配属後も継続して日本語の学習が必要です。

Q²

日本語でのコミュニケーションや、文化・生活習慣等の違いによって
起こるトラブルが心配

日本語力の不足による誤解や、文化・生活習慣の違いでのトラブルは多少の差はある、避けて通れない問題です。初めの3ヶ月で信頼関係を築き、次の3ヶ月で仕事をマスターする感じをイメージしていただければと思います。

Q³

どうやって仲良くなれますか?

実習生が日本語を学習するのはもちろんですが、受け入れ企業の皆様も『伝わるコミュニケーション』を工夫する必要があります。最初の頃は特に、『話しかけること』が大切な国際交流です。

地元の文化・習慣を教えて、ぜひ、彼らの文化にも興味をもっていただき、情報交換していく中から相互理解を深めていくことができます。

実習生は母国での生活習慣の中で、男女の差なく料理等の家事を身に付けている事が多く、例えば、彼らのお国料理を教わることも楽しい歩み寄りの場となります。職場の従業員を巻き込むことで、福利厚生の場にもなり、お互いの距離を近づける一案です。お互いの言葉を教えあうのもおすすめです。

制度概要

■在留資格について

実習又は就労可能な在留資格

●**特定技能 1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

●**特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
(14分野)

(特定技能 2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年まで**
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 家族の帯同：要件を満たせば可能**（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

専門的・技術的分野

「高度専門職（1号・2号）」「教授」「技術・人文知識・国際業務」「介護」「技術」等

特定技能 2号
期間 5年間

特定技能 1号
期間 5年間

技能実習3号 期間2年

一時帰国

技能実習2号 期間2年

技能実習1号 期間1年